

事務連絡
令和3年9月6日

各
都道府県
市町村
特別区
衛生主管（部） 御中

国土交通省海事局船員政策課
国土交通省海事局内航課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

船員への新型コロナウイルス感染症のワクチン接種への対応について

現在、地方公共団体等において、予防接種法（昭和23年法律第63号）に基づき、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）が進められております。船員のワクチン接種についても、これまで各海運事業者において、可能な限りスケジュール調整を行い、船舶の運航を継続しながら、船員が適切に接種を受けられるよう取り組んでいるところです。

しかしながら、船員については、長期連続乗船・連続休暇という勤務パターン（内航船員においては3ヶ月勤務・1ヶ月休暇等の勤務パターン）も多く、陸上での限られた休暇期間中に2回の接種を終えなければならないことや、住所地から離れた寄港地に寄ったタイミングでワクチンを接種する必要がある場合があることなど、船員特有の勤務の状況により、ワクチンの予約や接種を円滑に行うことが難しい実態にあります。

つきましては、こうした船員特有の勤務の状況等を踏まえ、船員への新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、下記のとおり、ご対応・ご承知おきいただくようお願いいたします。

記

船員については、長期連続乗船・連続休暇等の船員特有の勤務形態により、休暇期間中に住所地で2回の接種を受け終わることが難しい場合があることを踏まえ、船員が寄港地等で接種を受ける場合について、住民票所在地以外における接種を認めるとともに、住所地外接種に関する事前の市町村への届出を省略できるものとする。その際、乗船スケジュール等を踏まえると、1回目と2回目で同じ

接種会場で接種できない場合もあることから、例えば、2回目の接種のみを希望する場合等にも予約可能とするなど、円滑な接種ができるように配慮いただきたい。

また、寄港地のある自治体等において、海運事業者等から、船員の乗船スケジュールを踏まえたワクチン接種の予約等について市町村に相談があった場合には、予約日の相談に応じていただくなど、円滑なワクチン接種にご配慮いただきたい。

以上